

明治聖德記念學會紀要 第一卷

研究

三社託宣の歴史的及び批評的研究

文學士 星野 日子四郎

第一章 總説——三社託宣とは何ぞ

室町時代以降世に所謂三社託宣と云ふもの廣く流布せらる。其祭神は皇室攝關及び幕府の祖宗たり氏神たり。又其教旨は神佛二教に出入し、而かも儒説に悖らざるものあり。其文は均齊シムナドにして誦み易く其意は通俗にして解するに難からず、以て宗教的

三社託宣の歴史的及び批評的研究

信仰個條となすべく、以て倫理道德上の格言となすべし。加之其組織は三託宣中央に在る神を主として左右相對の形式をとること恰も此當時に行はれたる和歌三神、軍三神、彌陀三尊等に類し前後兩々相待ちて同時代精神の反影交渉を見るべく、又形式上より當時の繪畫の三幅對に見る中央仙佛、左右花卉若くは禽獸の圖にも吻合する所あり。斯くして三社託宣は以て懸軸とすべく、以て手本とすべく、宗教上の信仰道德に資し、社會の風教を助くること簡易にして廣大なり。是を以て上天子公卿より下武人庶民に至るまで之を金科玉條視し其影響遠くして且つ深し、後花園院(西曆一四一九)の如きも既に萬乘の尊を以て自ら之を筆し給ひ其御崩御後御子後土御門天皇は之に裝潢を加へ神祇權大副卜部(吉)兼俱——即ち後條に陳ふる如く當時を風靡せし第一流の神道家にして皇室の深信篤く殊遇を賜ひし人。此託宣御信仰も亦恐らくは彼の説により給ひしものならんか。——をして之を供養せしめ給ひり。

實隆公記

長享三年 ○即延徳元年
西曆一四八九

八月廿九日乙卯、抑去廿三日勅語 ○中

三社託宣文舊院 後花園院宸筆

加表背繪可供養之由被仰兼俱卿 ○下

又中御門宣胤は學識人物共に當時に優れたる縉紳たるに加へて能書の譽世に聞え

たる人なれば、兼俱父子及其他より依頼されて之を揮毫せる事彼の日録に散見す。

宣胤卿記

文龜二年西曆一五〇二二月十一日甲寅侍從二位兼俱卿所望之三社託宣并天神名號〇中略今日嘗

之遣之三社託宣服中〇忌服中所不可書之由、兼俱卿演說任彼商量了。

十七日庚申、三社託宣一幅兼永朝臣〇兼俱の季子、後父子義絶、平野神職を争論す所望書之。

三月十三日乙酉自花園院〇中畧三社託宣短冊三有下繪手本ニ所望云々。

十八日庚寅花園院所望之三社託宣以下書之。

此條は夙に先賢の注意を惹き、漢籍に通し特に皇國の歴史に深く心を留めし松下見林は夙に之を指摘し又詩人たる山本北山は其隨筆に之を轉載せり。

孝經釋漫筆

三社託宣卜部兼豐作松下見林云、宣胤記に三社託宣多くかゝれし事みゆ。宣胤は兼俱と

外縁あれば兼俱此記を作れりと聞ゆ。

又國學の大家本居宣長も其著「玉賀都萬」に於て「三社託宣といふ物の條下に宣胤卿記を抜抄し、洛西梅宮祠官橋本經毫橋梅も亦其梅窓筆記に之を引用せり。而して我輩も亦正確の史料に於ては三社託宣揮毫の事の見ゆるもの以上二卿の日記より古きものあるを知らず、而て不幸にして後花園院の御宸筆も宣胤の染毫も未之を實見するの機會を捕捉するに至らず。天文十七年（西曆一五四八）の作にして當時の節用集たる運歩色葉集○該書は天文十六年及び翌十七年の作にして三社託宣は十七年作の部にありに於て始めて其文を目睹するのみ。

運歩色葉集

八幡大菩薩

雖食鐵丸不受心汚人之物
雖座銅棺不到心穢人之處

天照皇大神宮

謀計雖爲眼前利潤必當神明明罰
正直雖非一旦依怙終蒙日月機

春日大明神

雖曳千日注連不到邪見之家
雖か重服深厚可趣慈悲之室

爾後續出の諸書之と多少文字の異同あるを免かれず。又其書法に關しては春日大明神の託宣は忌服に重きを置かざるも、兼俱は尙忌服中之を書すべからずと説き宣胤も之れに従ひしことは既に前に舉げたり。又中央の天照皇大神宮を一字上げて書するは上掲の如き普通なるに、徳川時代に於ては書き方に種々の形式行はれ慶安三年（西曆一五六）正月に成れる三社託宣抄には左の如く天照皇大神と八幡春日の二者を平頭に列

記したり。

三社託宣抄

天照皇大神宮 ○託宣畧す、
以下之に倣へ

八幡大菩薩……………

春日大明神……………

又文化二年(西曆一八〇五)六月前に作られたる梅窓筆記にも世尊寺家の書法に三社託宣を平頭に書し持明院家流は然らざることを記せり。

梅窓筆記

○上 予世尊寺家の三社託宣の書法を見たりしが、天照大神宮八幡大菩薩春日大明神とならべて横物の表装にするやうにかけり。神號を三神とも平頭にして託宣と云詞を一字低書して二行にかけり。當時の持明院家入木の託宣書法の傳はこれに違へり。武家の具足櫃に入るゝものなりと云り。

而して甲州流兵學書甲陽軍鑑 ○名を武田晴信臣高坂彈正に假るも後人の
偽託に出づと云ふは先摺謄家既に定論あり は永祿元年(西曆一五五八)四月武

田晴信制定の法律と稱するものを掲載し、其内に此神託の一 ○天照皇
大神宮 を引用し、且其家臣の殺さるゝ條下にも之を引けり。

甲陽軍鑑

甲州法度之次第

每遍不可虚言事

神託云、雖非正直一旦依怙終蒙日月之憐。

金丸平三郎爲落合彦助被伐事并長坂源五郎被誅事。

日本あるじ天照皇大神宮の御託に、謀計は眼前の利潤たりといへども、必神明の罰をあたる也。

歌曲本は延寶六年(西曆一六七八)正月の三社託宣由來に既に、此託宣を載せしのみならず、神像をも書きて、その書の文に節付を施しあり。

三社託宣由來

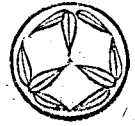
いせみやめくり道行ふしくでん



屋

二條通

喜右衛門



直之正本

天下一加賀椽

宇治好澄

又注釋並に演義には前陳慶安三年正月の三社託宣抄に左の跋文あり。

三社託宣抄

○上予者曰、臆哉子○松木氏之問乎、神書出言豈祕哉、惟和國縉素合心馳者、時索神書、使人寫之、讀之者和光彌高、神威彌堅乎、爲之謂、知之以大倭假名、權託宣之言、漫書。

慶安庚寅正月 日

其後三社託宣圖說、三社託宣俗談等の書出づ、就中佛門の見解を以てして而かも此託宣を信ずる註釋者中最も著名なるものを僧亮盛となす。師は安永四年(西曆一七五〇)三月に成れる其著三社託宣一毛鈔の凡例に於て、既に古抄五本を見たることを云へり。前陳三書の全部若くは其の一二部の此五本の中にありしや否やを知るに由なしと雖も、此

の如き簡單の託宣文にして此の如く多數の註釋書あるを以て其が如何に盛に行はれしかを察すべきなり。

三社託宣一毛鈔

此託宣の古抄其五本を見る、何れも託宣の起因並に載る所の本紀を出さず、今管見の一端を誌し、侍童等か宛に應ず。○下

然るに之に反して國學者の見識を以て最も痛切激烈に此託宣を批評攻撃したるものを天明四年(西曆一七八四)正月に記されたる伊勢貞丈の三社託宣考となす。

三社託宣考

或曰大神の託宣には正直[◎]を教へたり、八幡の託宣には清心[◎]を教へたり、春日の託宣には慈悲[◎]を教へたり、世人是を實の託宣なりと思ふが故に尊信して誠とす、人の爲に益あり、汝僞作なりと言事を人に告る事勿れ。予曰人を教るには儒道あり、何ぞ僞作の託宣を借るに及ばん、方便と號して詐僞を設て人を導き教るは佛家の道也。汝僞りを好まば好む所に隨ふべし、予は僞を好まず、只正直に従はん而已。

右三社託宣考春日逸居獨樂漫筆焉。

天明四年甲辰正月十一日

伊勢平藏貞丈

其他此の如く三社託宣を主とするものにあらざるも、傍ら之に言及せるものには山崎闇齋の垂加文集、其高弟谷重遠の甲乙錄保井川^〇、春海の新蘆面命、真野時繩の古今神學類篇、井澤長秀の廣益俗說辨同遺編、伊勢貞丈の安齋隨筆、安齋夜話、神道獨語、天野信景の鹽尻、太田南畝の一話一言、屋代弘賢の輪地叢書、村井道弘の南都名所集等あり、又林羅山の如きは特に三社託宣の名を出さずと雖ども、其神道傳授に記すもの、豈此託宣の義を布演したるものにあらずや。

神道傳授

神明之掟之事

一 罰利生神は福を不與、人善をすれば自有利生神は罰を不與、人惡をすれば自有罰。

約束を違、虛言謀計の事

一 萬の災は虛言より起、故に神是をあぢきなしと嫌玉ふ、又謀計は私也、我身の爲にす可からず、但國のため萬民の爲には方便也。

不淨を嫌事

一身の穢有、心の穢有、神是を雖嫌別して心の穢を惡む、惡念の起を心の穢と云ふ。

神は非禮を不請事

一神は人の敬を請、人の心をうく、結構に美しく祭ても、其人誠心なく謹うすければ納受なし、神と人と能く心の叶を禮と云、其分際に過たるを非禮と云也、寶物を備種々の捧物ありと云とも、是を祭人に相應せざれば神明是を請不給、喩へば一枝の花を捧て一杯の水をむすび、菜の葉うきぐさを手向くとも、誠心あれば神は請也、物を費し、民を苦るは神明嫌玉ふこと也、黍稷不香、明德是馨と云ふも此義也。

其他秋里籬島の大和名所圖會、橋本經亮の梅窓筆記特に比較的後に出でたるを以て、最も多く古人の之に關せる諸書を引用せるものは高田與清の松屋棟梁集なりとす。又其後の作には源清之の老牛餘喘、平田篤胤の俗神道大意あり。尙ほ輓近のものにありては古事類苑神託項の博引は勿論、内藤恥叟小宮山綏介の溫知叢書の簡單なる解題等一一枚舉に遑あらず。是等は三社託宣の名なくして其實之と關係ある事項の見ゆる主要の諸書と共に後條に引用し、考據批判に資すべし。

其傳播の盛なりしこと斯の如し、之と同時に其實際的、教育上の感化力も亦甚だ深く廣かりしは、徳川初期の偉人山崎闇齋○元和四年生の家庭に於て既に業に少くとも父祖三代皆幼時より之を拜誦し、且つ其子に垂訓傳授したる實例を提拱するを得るは最も興味ある事なり、闇齋の佛を逃れて儒に入り、晩に神道を好み、高足佐藤直方、淺見綱齋等の反

對をも顧慮せず、固執移らず終に垂加流の一派を開くに至りしも亦彼の父祖傳來の思想信仰より來りしその幼時の感化豈に冥々の裡與て方なしとせんや。

垂加文集

山崎家譜

父君○三右衛門曰、先君○又左衛門、性正直有武志、自少持古筆三社託宣一幅深護之、朝夕誦之將拜

覽必盥漱着道服袴掛之、吾等幼時或觸之則叱之、吾亦依先君命自少誦之、乃賜其古筆于嘉焉。

獨り斯の如く自己一人の崇信や家庭の教訓にのみ之を利用せしに止らず、更に廣く之を世に布き人に解せしめ、以て一般社會教育に寄與し、倫理運動に貢獻する所あらしめんと欲し、或は註書を作り、或は施本とし頒布したる篤志家あり。其之を僧侶の間に發見せるも亦頗る興味あることにして、此事實は聽て吾人をして此託宣が當時俗人神道者○勿論後世復古神道家より俗神道と排斥せられたるも佛教徒の別なく、如何に普遍的に世道人心に影響せるものありしかを窺ふに足らしむるものあり。然れば當時宗派の別寛ならざる世に際し、僻隅下總崎の一小利に住し、左のみ名聲も高からざりし眞言僧亮盛は其心血を傾注せる「三社託宣一毛鈔」が完成以來二十四春秋を経過し、既に遲暮頽齡世を謝する遠からざるにいた

りしも、世未だそを知る者少く、隨て其の板本多く行はれず、道俗感化の素志空しからんとするを嘆じ、更に後序を武藏江戸の淨土宗の高僧智堂——師は名山にして幕府の香火寺を兼ね位置勢力其宗派に在りては關以東第一たる増上寺に住すること八年に○智堂寛政四年二月同寺五十三世の貫主となり、同十一年三月隱退麻布一本松に移り、其七月此書特に平生篤く此託宣を信じ多年に序し翌十二年五月十六日寂す、世壽七十五法臘五十九詳は三緣山志等參看すべし特に平生篤く此託宣を信じ多年之を印刷施與し來たりし斯道の耆宿に——懇請し、且つ此書を同寺即ち三緣山藏板としたるが如きも亦固より怪むに足らざるなり。却て我輩は此垂死の兩老僧の相對坐し、一は朝に他の序を受けて廣く教に資し化を益するの宿願を果すの道を得ば夕に死するとも可なりと曰ひ。一は此託宣を崇信し其廣布の素志衰へず、老を忘れ勞を顧みず、一諾山の如く、單に序文の製のみならず更に進みて其書の印行を肯するに至りし光景を想像し、先賢の畢生其目的に忠實なると及此一場終曲の悲壯なるとに感激せざるを得ざるなり。

三社託宣一毛鈔

夫三社託宣の文は日國の教體にして、神道の眼目なり。初め一天の主上に告て廣く勸善懲惡の道を示し、後に一具の金文と成て専ら捨邪歸正の義を結ぶ。彼南都の池水に現せしより、遍く都鄙の境に傳はれり。仍て黃口の小兒も能誦すれとも、

白髮の老翁も亦慎者鮮し、彼は神慮の至て高く託宣の最も深きが故なり。

安永四乙未歲春三月

下總鰯崎守龍山亮盛誌

略^{○上}頃密乘隱士亮盛開梨偶來予室、徐告曰、愚衲曩得少閑、諺解三社託宣、廼名一毛鈔、布之四方、志欲導愚化、雖既蚩、板行未知於世。三都勞一序而天下知之、今吾老矣、冀得法王之言冠之卷首、俾覽者曰、人重法、雖沒于地、於爰無憾也。略^{○中}余嘗崇信此託宣、印施久矣、幸有今之請。略^{○下}

惟時寬政己未^{○十一年}秋七月、増上寺前大僧正智堂撰

世俗佛徒すら尙此託宣に就て崇信歸依此の如し。故に神道家の或者に至ては、終に是を以て神道の根本なりと唱ふるに至りしは、神道獨語に見ゆ。

神道者の説に神道の本は、三社託宣に在りといへり、^{○下略其駁論は後に引用す}

然るに他方に於て、古典の研究勃興し、復古(純)神道の盛に唱道せらるゝに及んで、此託宣は其義の佛理を雜へ文の古體にあらざること、指摘せられ、且つ此託宣の本文も既に別人の説と傳らるゝ成語を多少改竄せし出所發見せらるゝあり。所謂破綻百出偽

托の痕迹明白となり、特に劇しく國學者の攻撃を受け、従ひて識者の信用をも失し、其穩和者流中のものと雖も、或は其の出所の不明を疑ひながら暫く之を尊信すべしと云ひ。

古今神學類編

世に所謂三社託宣と云者は、神樂岡記又は愚童訓などに見えたり。

○中略三社託宣抄を引き其由來の二異説

を戦す 今時此三社託と稱する者、牀上に掛るを見るに其託多種にして不一決も有之、

○中略託宣并に其出所につき衆説紛々たるを記す 又或説には三社の神像を畫きて彼三託を書する事ありと。○中余略

情此三神託配合を按るに、伊勢八幡は宗廟と云ひ、春日は神代より臣家の大祖に坐て、其神徳と申し、後世君臣の二祖神なれば、特に古くより如斯此神託を牀上に掛けて、其神恩萬民に蒙る事を敬尊し奉る事歟、然れども三神託を掲見す事は何人の所爲と云事未見之。○下略、詳は後文に引用す參看すべし

或は世道人心に多少の益なきに非れば黙過せんと云ひ。

廣益俗説辨遺編

或問足下の俗説辨に三社託宣を神託にあらずとそしれり、しかれども後人の作に

せよ理たゞしければ取べしといふものあり、いかむ。○下略

三社託宣考

或曰大神の託宣には正直を教へたり。八幡の託宣には清心を教へたり。春日の託宣には慈悲を教へたり。世人是を實の託宣なりと思ふ。故に尊信して誠とす人の爲に益あり汝僞作なりと言事を人に告る事勿れ。○下略前に出せり

松屋棟梁集

うつせみの世人たちむらぎもの心ひとつにおもひこりて、さくしゃしろ、いすいの宮のおほん神、しらまゆみ八幡の宮の大神、はるびの春日の社の御神のみことのりぞとやごとなく、いつきまつれるは、後のものにて、うけひきがたくなん。○中略しかはあれども、およづれのたはごとともて、人まどはずには似るべくもあらねば、耳にきゝたもち、口にいひなれんには、ひとかたのをしへのはしともいふべくや。すべてかゝるわざともをろうじこぼちて、われは顔にかまふるは、なまはかせのせばききたなきひがくしきこゝろだましひにてかたはらいたきわざなりかし。○下略詳は後文に引く

或は人の懇請に逢ふも、唯神名を記すに止めて敢て託宣に及ばざるものあり。

老牛餘喘

○上略伊勢氏貞丈筆記の託宣爲作考證説を引く清之おもふに、みなくよくいはれたり。今は○此書は天保八年卯月作者源清之のすこしくわきまへある人誰もく大かたは用ふるものなし。わか父乗

道翁もしばく人のこふによりて三社神號は書給ひたれども託宣は書給はず。

ある時おのれにかたり給へるは三社託宣といふ物、神泉苑の池水に文字浮びたりといふ事なり、いとくみだりなるそらごとなり。三社の神は君と臣となればこれもならべむことあるまじきなりとの給へり。○君臣同列の非に就きては伊勢貞丈佐久間象山氏と同論なり、後文参照すべし。 本居氏

もあるひは神託あるひは神のみうたと云物、大かたそら言なるよしいへり。

而して三社託宣非認の趨勢は學者間に益々盛にして、唯僅に俗間に餘喘を保つに過ぎざりしが、遂に明治維新王政復古に至り、神佛分離排佛毀釋の時代精神その高潮に達し、加之滔々として寄せ來れる外國新思想に耽溺し、舊來のものは玉石混淆盡く固陋なりとして顧みざるに至り。さしにも廣く且つ久しく尊信し服膺せられて實際感化の成績も所謂一種の神道教義中隨一たりし此託宣文は今や殆世に忘却せられたり。後漸く反動覺醒の時代來りて、舊思想の此に其生氣を回復せしもの尠からざりしに關せず、三社託宣は本地垂跡説と共に死灰再燃せず。特に甚しきは一一般の事項として多くの學者の注意すら惹く能はざるに至りしもの、如く勿論古事類苑、神祇部や温知叢書や日本教育文庫宗敎編、國書刊行會叢書、神道叢説等の如き神道若くは温古に關する著書を網羅せんとするものには收載しあるも、輒近盛に續出せる種々の大辭典中にも多く見るを得ざるに至れり。然れども我輩は猶ほ水村山郭往々白髮の古老が祖宗傳來の三社託宣の幅物を十襲

尊藏し、時に之を床上壁間に掛けて禮拜崇敬し、或は兒を呼び孫を聚め、之に向て諄々訓戒するものあるを見る毎に、髣髴として三百年前に於ける上陳山崎家家庭の風を想起し、流風遺澤の尙廣く且つ久きに感せずんばあらざるなり。

第二章 伊勢、八幡、春日三社の由來

我輩は三社託宣に表はれたる天照皇大神宮、八幡大菩薩、春日大明神の果して古より其社格の順序上、若くは御祭神の關係上三社と併稱せられたるものなりしや否やを先づ考察すべし。

第一天照皇大神宮は古語拾遺にも、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神乃子乃臣、孰能抗とある如く、皇室の神祖として、我國最高最貴の大神にましますこと、我輩の言を須たざる所なり。

第二の八幡大菩薩を説くの前に、先づ賀茂大神即賀茂別雷并賀茂御祖二神の事を述べざる可からず。此神社^{上下}_{二社}は山城國愛宕郡鴨山麓及糾森に在りて夙に其地方の靈神巨社たるを以て、桓武天皇の延暦三年都を之と遠からざる同國乙訓郡長岡の地に遷さんとし給ふや、先づ其六月使を遣し賀茂大神に奉幣して其由を告げ給ひ

○是より先き既聖武天皇の神に

龜三年七月及天平七年九月奉幣祈禱の事あり、其重ぜられたる知るべし、尋で同十二年更に同國葛野郡宇太○平に遷らんとし給ふとき

も、其二月復た此の如くし、又翌年十月廿二日車駕新京に遷り給ふや其廿八日に此神并

に松尾神に位階を加へ、其原因を日本紀略には近部とし同書一本并又其十二月廿一日には同社に行幸

し給ふ等王城の鎮護とし爾後歷朝大に尊崇し給ふこと伊勢に亞げるは、皇女若くは皇孫女を齋

院として此大神に奉事せしめ給ふこと、○但し其起原につきては伊勢と異なりて桓武天皇の御子嵯峨天皇の時、

亂平ぎし後皇女をして奉祀せしめ誓願を果し給ふに始まれり。然るに一説本朝月令、年中行事秘抄等には既に桓武

天皇の十二年に始めて齋王を置きしに濫觴すと云へり、若し後説の如くんば尊崇敬祀の意に出づること伊勢に同じ、○其他延暦十五年十一月

伊勢に於けるが如く他に如此類無きに徴しても其一斑を窺ふ可し。始めて新錢を用ひたるを

以て伊勢神宮賀茂上下二社松尾社に奉幣あり。嘉祥元年七月依瑞改元兼永皇令祈防の奉幣も亦然り。又同然るに、是より先き、

三年九月廿六日賀瑞の告使を特派し給へるは伊勢大神宮賀茂大神社尾張大神社のみなる等を参照すべし。

特に聖武天皇の御宇より、豊前國宇佐八幡大神、○學者の議論は兎に角、一般にの尊崇非常に盛と

なり、聖武天皇の御子稱徳天皇の時の如きは此大神の託宣を矯めて私曲を行はんとす

る者ありて、此等の時代に於ては此神の託宣と稱せらるゝもの最も多く書に見ゆること他神に冠絶す、而して其多くは勿論疑はし

町を請ひ取りしものあるを悦び給はざる故に、之を朝廷に返還せよと命じ給ひし如き例あり。畢竟此の如く偽託利を開闢以來確

定して動かざる我國體と矛盾容る可からざる天位を人臣に讓るてふ問題を惹起せり。

然るに天皇は直にその神託を叱斥せずして、神祖皇孫を降臨せしめ給ふ時に、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子、

孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無究者矣、

と宣り給ひ。又皇極天皇四年中大兄皇子の蘇我入鹿を誅し給ひし際、代々蘇我氏の下僚にして歸化人の後たる漢直等族を集め兵を持し

入鹿の父蝦夷を助けしかば皇子將軍巨勢德大臣を遣し天地開闢以來君臣始有を以て賊黨に就かしめたるに、彼等自ら散走したる等の

事、官撰の日本書紀にも見えて、我皇統一系の事は一點、特に勅使を派し神慮を伺ひ、其上にて其偽を知り、の紛更なも容るゝの餘地なきこと明白なるに拘らず。而て後此偽託宣を採用せざるの手續に出で給ひ、又勅使和氣清麿の返奏の叡慮に叶はず、之を以て却て私意を以て神託を妄作せりとし、清麿其我姉法均止甚大仁惡久奸流妄語乎作天朕仁對而法均伊物奏利此乎見流仁面乃色形口爾云言猶明爾已何作天云言乎、大神乃御命止借天言止所知奴問求仁朕所求之天在何如久大神乃御命爾和不在止聞行定都故是以法乃麻爾退給止云々と勅ありて、此姉弟を配流せしめ給ひしに拘らず、其託宣の秋霜烈日の如くなるを畏み給ひ、敢て之を無視して道鏡に位を譲り給はざりしは、太宰神主習宜阿曾麻呂の此大逆無道の矯託を爲し、と共に如何に當時朝廷の此神信仰の盛なりしかを察するに足る。此事件の動機に就きては先年來種々の説あるも此神の當時最も信仰せられて勢力ありしを利用せし事實は動かす。而して此神は始めより佛教に大關係を以て顯れたるものなるが、爾來幾月と共に神佛の融合愈々盛にして其尊崇信仰と佛教旺盛とにつれ、稱徳の後を承け給へる光仁天皇の天應元年に護國靈驗威力神通大菩薩の號を上り、御子桓武天皇の延暦二年には託宣によりて大自在王の號を加へ、護國靈驗威力神通大自在王菩薩と稱し奉るに至れり。又簡單に八幡大菩薩といふ事も既に延暦十七年十二月廿一日の官符に見え、爾後多く之に依る延喜式神名帳の如きも亦然り。而して清和天皇の貞觀元年に至り、大安寺僧行教の奏請

により、宇佐分靈勸請のため京師に近き山城國綴喜郡男山に神殿を造り、翌年之を鎮祀せしめ給ひしより、信仰參拜益々便利となり朝野の崇敬日を逐ふて盛を極め、天照皇大神の天上の神祖たるに對し、此大神を地上の皇祖として尊崇之に準するに至り、共に大社と勘られ、大社の資格も其の神社も時代により差異あり、律制定の古にありて其法文規定の大社は始は伊勢神宮のみなりしこと中右記長寬勸文等に見ゆるも、法曹至要抄等には之に入幡宮を加へたり宗廟と稱せ

られ、是は皇室の祖宗を祭るより支那の制に對比すれば宗廟に當るを以て、しか汎稱せられたるものなり、八幡大神は之を或は宗廟に擬すとし(神皇正統記、廿二社本縁等)或は第二の宗廟とし(八幡愚童訓)或は宗廟として兩社を併稱し(捨芥抄)若くは二所宗廟の名あり(但し伊勢の第一の宗廟たるは言を待たざる所にして、大廟の名あり(兵鏡記御鎮座傳記碧山日録)等其位次賀茂を駕し、伊勢に亞ぐに至る。然るに

賀茂も亦法曹至要抄に「案之稱大社者伊勢大神宮八幡宮也、中社者賀茂住吉爲中餘皆小社也、長寬勸文に「神有三等、大社中社小社は也、大神宮爲大、以如賀茂住吉爲中餘皆小」云々とあるによれば、賀茂は自餘の諸社より高さ一段なるも、猶ほ住吉と共に中社として、伊勢、石清水兩大社の下級に位するやうなれども、其位次は直に兩大社に接するのみならず、中右記に「嘉承元年(堀河天皇御宇)八月三日、依有陣定酉時許參内、○中去四月○十二日夜燒

賀茂上社失火之輩罪名、明法博士資潛勸申事也、彼社預實久準、大社失火、可處遠流、徒年者、先日陣定之時、稱大社者伊勢神宮也、於此社者、從昔不定、大中小社而稱大社條、若是有證據、歟、可進證文之由、前日下官定申了。仍被問明法處、今度重勸定、不進證文、只申準據之由、人々可勘定之由議、但去四月本社燒亡之後、准大社被行廢朝了。如此之間難左右、故可隨聖

斷之旨定申。廿二日後聞、今夜被行賀茂失火、輩罪名了。上卿右大將頭實口少納言家

隆參仕本社預貫久流罪露岐國、從二人徒罪三年准大社火事被行歟とある如く、昔より其頃迄は賀茂は未だ社格定

らず畢竟其位置他の中小社の比にあらず、さればとて神祖皇宗の伊勢や石清水と同様に之を大社とするも如何あらんと態と社格を明定し給はざりしならんか從て伊勢神宮と同く大社と稱し

たる正證なきも、事實上其御待遇ありしこともありと見え、明法家は其准據あるを勘申

し、廷議も既に賀茂社失火のために廢朝を行ひ、從て責任者の流罪徒刑等も皆大社に准

せられたる事實あり。

斯の如く、天照皇大神并に八幡大菩薩は皇室の祖宗、賀茂大明神は王城の鎮護神たる

の故を以て、朝廷の尊崇群を抜き類を絶し、其位置待遇も從て特別にして他神の伍すべ

きにあらざるは事理明白なり。されば古來三社と謂へば必ず伊勢八幡賀茂の三社を

指したるものとす。

廿二社本縁

凡曾伊勢八幡賀茂乎三社都神領毛餘社爾不准崇重禮異他奈留者也。

又事實に於ても、日本記略寛和二年十一月一日條本朝世紀康治元年十一月三日條源

平盛衰記元暦二年正月十四日條等の三社奉幣使の記事に、此三社を明に皆伊勢石清水

賀茂と註記あるにても知らる可し。

かく多數の例あり。特に注意す可きは後章に陳ぶる如く、伊勢八幡春日の三社託宣は多くの書によりて伏見帝の正應年中大和國奈良東南院の池中に現出せりと傳へらるゝに拘らず、同元年三社として奉幣せられたるものは猶ほ伊勢石清水賀茂にして春日は社の公には與らざること是れなり。

伏見院宸記

正應元年 即ち西曆
一一八八

十一月十三日甲午三社

伊勢石清
水賀茂

奉幣。

果して然らば往時に於ける春日神社の位次は如何、又伊勢石清水との關係は如何、我輩は之を論ずるに先ち、此祭神の何たるかを略述すべし。

同社創建年月に就きては、異説紛々たりと雖とも、兎に角奈良朝時代に造られ。又其始は鹿島一神にして後他の三神を合祀せしか又始めより四神なりしかに就きても猶ほ明晰を闕くものありと雖ども、常陸國鹿島社坐健御雷命、下總國香取社坐齋主命、并河内國枚岡社坐天兒座根命及姫神天照皇大神なり
との説は非なり即ち三社の四神分靈を平城京近き大和國添上郡春日山麓に勸請合祀したるものたるは明かなり。而して他社には主神と陪神との區別あるものあり、且つ前陳鹿島香取平岡の三社に於ては各々其社の主神に他の二社神を配祀すと雖ども、春日社に於ては此三社四所明神は對等に三殿に分鎮ましま

し、且つ朝廷に於ても、此神社に關しては一方には一春日社として取り扱はれしと同時に、他方に於ては四柱の獨立の一神格として遇せられたり。

延喜式

天皇我大命爾坐世、恐岐鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊波主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能廣前仁白、大神等能乞賜比能任爾春日能三笠山能下津石根、爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭、日乃御蔭、止定奉下略。

.....

大和國添上郡春日祭神四座 井名神大 月次新嘗

文德實錄

嘉祥三年九月己丑、亦遣參議藤原朝臣助、向春日大神社策命曰、天皇我詔旨止、大神乃廣前爾申賜止、倍申久、皇大神乃厚護爾依之、天日嗣乃高御座爾平介、即賜止奈所念行須、因茲天先爾禱申賜之、御冠止爲毛、建御賀豆智命伊波比主命二柱乃大神波平、正一位爾、天兒屋根命波平、從一位爾、比賣神波平、正四位上乃御冠爾、上奉利、崇奉留狀平、令捧持天奉出須。○下畧但し是れより先き、既に仁明天皇承和三年五月此四神に同時にそれら加階し給ひし事あり。其時には使を春日社に遣すと云ふ明文もなく、又諸神には各其本社の國郡を明記しあれども、其祝詞に見ゆる「四所大神」の語及び捧持使の數より推測すれば、恐らくは此三社四神の分靈共同社として、春日社に於て一舉に四神にその位階を授け奉りし給ひしものなるべく、又其六年十月にも亦之と同様加階の事見ゆ、是は記事更に簡にして祝詞すら見えざる故に確言し難しと雖ども

亦然りしならん。以て同社の明神は各獨立の神たるを察すべし。

又世人に於ても、同社中の神々が獨立に働き給ふをも感得せるは、撰集抄、春日權現驗記等に、或は自ら第何殿の神なりと名乗り給ひ、或は男女の御形を夢想に現じ給へる等にて知らるべし。勿論單に春日大明神と自ら稱し給ひしことも少からず。是は多く人に憑り給へる場合にて、諸神を盡く代表しての御事なるか、若くは其中の何れの御神なるか明ならざるなり。猶ほ注意すべきは春日社内に勸請せる此三社の關係は、其各本社に於ても互に密接の關係を有し、特に大鏡には、藤原氏の祖鎌足の常陸國に生れ、其鹿島に氏の御神をすましめ奉りしとの説を載する程なるも、春日社に於ては健御雷神を第一殿とし、齋王神(第二殿)と共に正一位に叙せられたる時、同氏の祖神天兒屋根命は一級下の従一位、其姫神は正四位上を授けられ給へり。其後、世を經るに従ひ一般若くは特別の加階に
より、終には此諸神正一位の極位に達し同等となれさて三社の内鹿島香取兩神の同氏の氏神たることは夙に續日本紀に見ゆるも

續日本紀

寶龜八年七月乙丑内大臣從二位藤原朝臣良繼病叙其氏神鹿島社正三位香取神正

四位上。

其祖神枚岡の天兒屋根命の却て然らざるは注意す可きことなり。

春日社内合祀の三社大神は、神代に於て或は皇孫に先ち、或は皇孫に隨ひ、偉大の武功若くは文勳のありしは勿論なるも皆臣列にして且つ平安京の鎮護神にあらず、されば其本社にせよ、或は合祀の春日社にせよ、伊石賀三社の王室と特別關係あるものと異れり、故に春日は往時に於ては朝廷崇敬の二十二社若くは二十一社中、上七社の中に在るに止まり、未だ公式上にも世俗間にも伊勢石清水と共に所謂三社の形成を見ざりしなり。

二十一社記

上七社

伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日 (中下社畧す)

其他伊呂波字類抄、拾芥抄、二十二社註式參照すべし、然るに後遂に所謂三社託宣の如く世に伊勢八幡春日の三社出づるに至れり。是れ恐らくは伊勢と八幡にて朝廷と武家を表はし、春日にて攝關を代表せしめしものならん。こは尙後條に至りて更に詳論す可し。

春日神社は其格に於て往昔は三社の位次にあらざりしこと斯の如し。又其倫に於ても天照皇大神應神天皇(八幡)は神祖皇宗に在すに反して春日(の四神)は皆臣下の神に坐します、故に到底同列に算す可きに非ず。又其の時の上に於ても春日神社の諸神は

天照皇大神に臣事し給ひしと遙かに後れて應神天皇は生れませり。又其數に於ても此三社の神神は總て六柱なり。故に春日に祭らる諸神中の御一神のみの託宣とするにあらざれば三託宣はその躰を爲す能はず。是に於てか後條に陳ぶる如く徳川時代の僧潮音の作たる舊事大成經には、世に三社託宣中春日の御託宣として後世傳稱せるものを以て、未だ春日社に勸請せられ給はざる前に於て崇峻天皇四年鹿島大神の其本社の所在地鹿島に於て采女に託宣し給へるものとし、又三社託宣一毛鈔の作者は之に依り更に臆説を逞し、此神春日の第一殿に分祀後伏見帝の正應年中奈良東南院の地水に現せし時約められて今の文となりしならんとの牽強附會本末顛倒の意見を陳べたり。

此等の事は同一の時代思潮の産物ならんと思はるゝ彼の和歌三神の一種たる住吉明神、衣通姫、柿本人麿、軍三神の一種（以上皆異類あり）たる應神天皇、神功皇后、武内宿禰（是は同時代にして且つ三人なる）の三者を併稱せると相類せり。されば前陳三社託宣考の著者伊勢貞丈は託宣考稿了後三日に、又和歌三神考を書し、又軍神問答を作り、盛に其組合せの不都合を攻撃し、特に和歌三神に對して其數の實際七神となりて三神に不合を窮追指斥し、住吉大神の御歌は同社四柱神の中いつれの御詠ならん又歌の出所をも覺束なしと痛快に難するもの移して以て三社託宣の組織上の不備を攻むるを得べし。即ち以上各種三神一組が

斯道尊信家の本尊として中央に最も尊き神を置き以て三神を一組と成す點に於て互に相類するのみならず、特に和歌三神并に其下に記さるゝ御詠歌に至るまで、正確の古傳にあらずして其の出所不明を極め、其風は後世的にして其義も佛意を雜へ、甚しきは他書に別人の作なりとある等○住吉の御詠と稱するものは伊勢物語に天皇住吉に行幸し御詠ありし時此大神此御返歌は古今集雜部に「よみ人しらす」とせるものにて且つその返歌見えず、覺束なし、又玉津島明神(衣通姫)は其様尤恭組に見ゆる御歌とは同日の論にあらず、遙かに後世のものにして且つ「此世にあとたれん」等本地垂迹説に基きたる語あり後人の作なりん、又人麿の歌と稱せらるゝものは古今集雜部の部に「よみ人しらす」とし傍に一説として或人云ふ柿本人麿の作と註するものに過ぎずして、こは、人麿の歌の多く載録せられたる萬葉集にも見えず、却て今昔物語世俗の部に小野篁の歌とせるの類。最も三社託宣即ち後條に陳ぶる如く天照大神託宣と稱せらるゝものは砂石集に聖德太子語として記載さるゝもの、又八幡の託宣は善律及び梵網經に見ゆる思想及び文體にして、春日大明神の託宣は諸神本懷集に八幡託宣とあるの類。に酷肖せり、又貞丈翁は紀貫之の古今和歌集序に歌の起源を説き之を下照姬素盞鳴尊に歸するを引き、之を兩歌神とすべきを主張し又同氏は正安元年(西曆一二九九)二月十七日藤原爲世の上秘抄傳授の起請文に住吉、玉津島、人麿、赤人、殊下照姬、素盞鳴尊を列擧するを引きて、彼の和歌三神の如きは後世此六神を約めて彌陀三尊に擬したるものならんとなし、こゝに云ふ三社託宣の三社も、軍神三神の三柱も亦皆同様ならんと論じ(其著三社託宣考并に軍神問答)且つ安齋夜話にも之を痛論せり。

安齋夜話

安齋隨筆に見ゆるものも同文なり

一、三神三社託宣として偽作したる物に天照大神、八幡大菩薩、春日大明神を本尊とす。

和歌の三神として住吉玉津島人丸の三神を本尊とす、軍神の三神としては八幡大菩薩、神功皇后武内宿禰の三神を本尊とする類は阿彌陀の三尊のまねをしたる成べし、すべて本尊を繪に畫き、或は木像金像などにする事は佛法にてする事也、物の形を見せて教る故佛法を像教といふ也。

斯の如く和歌三神は鎌倉末期の正安頃迄

勿論源平時代になかりしは源平盛衰記に和歌の徳を述べて、只住吉玉津島の此道の崇神たる云々とあるにても知らる。

猶

ほこれ無かりしは明にして、南北朝時代にも我輩は未だ之を見出すこと能はず、されば

こは室町時代の産たるべきこと三社託宣の三社

此事は後條に詳論あり

や軍神三神

此種類中には神佛を混ざるものもあり

に

同じかるべきなり。蓋し此三神一座トライアッド Triad 卽三尊式は印度支那特に我

當時の思想必然のものにして其形式格好なれば、如上の類中其の質既に變するも猶ほ

此形式の棄てられざるものあり。卽ち繪畫三福對に於ても亦同工にして、中央にのみ

猶ほ佛菩薩の像を存し、若くは之を神仙或は人物に代へて其痕迹を止むるも、左右は全

く動植物又は山水を以て之に代ふるに至りし後に於ても、猶ほ中央を主とする三幅の

形式を保存せり、又眞宗の如き三尊中彌陀のみをとるも更に其佛の別名二種を分ち書

したるものあるは此形式の變化せられての保存ならん、古くは其一派に光明本尊一名

攝取不捨曼荼羅なるものあり、左の如し。

歸命盡十方無碍光如來(十字名號)

南無不可思議光如來(九字名號)

南無阿彌陀佛(六字名號)

是は後に所謂正統派の人々より排斥せられしこと改邪鈔等によりて明かなるも(勿論他にも理由あり)其正統派に於てすら尙此形式を全然除去せず、たゞ中央と右との位置を顛倒し若くは中央に彌陀の像或は開祖真鸞の像を以て之に代ふるに過ぎず、即ち西本願寺派にあつては

在家佛壇

歸命盡十方無碍光如來(十字名號)

阿彌陀佛の像若くは南無阿彌陀佛(六字名號)

南無不可思議光如來(九字名號)

本願寺御影堂脇懸

歸命盡十方無碍光如來(十字名號)

真鸞影像

○真鸞の眞影を中央に置くは之を主とする影堂本來の性質上自ら然かるなり

南無不可思議光如來(九字名號)

等の如き以て見るべし。而して佛三尊の如き初めは眞言宗曼荼羅に見る如き儀軌等の細密なる規定に従ひ、其特色を緻密に顯せる着色の密畫なりしものならんも、是は専門家にあらざれば畫くこと能はず、又從て容易に之を得る能はざる故に、後世佛教の平民的に發達するに従ひ、其の薄彩色となり墨畫となり、又何人にもかき得る名號即ち漢字となりたるも亦怪むに足らず。

附言西洋史家には寫眞術を以て平等主義の世に適當せる産物となせり。蓋し油繪高く又之を畫がしむるに時日を要す。然るに寫眞は正確且つ迅速を極め廉價にして、其價格種類により多少の差あり。雖も油繪等の上下の品位により非常の懸隔あるの比にあらざる、何人も寫すの費用時日につき困難を感じざればなり。和歌三神、三社神、軍三神等の或は其肖像の畫かるものありしも、又その多くは其御名のみを筆せらる如き、實に皆相比照すべき好類例なり。而して神名をも此等のトライアッドの行はれたる當時に於ては名號と呼びて、彼の佛名を書す時と同様の語を用ゐたることも大に味ふべき事なり。彼の中御門宣胤の如きも三社託宣を書したると同日に天神の名號即ち神名をも揮毫せる事其日記に見ゆ、

宣胤郷記

元龜二年二月十一日甲定侍從二位兼所望之三社託宣并天神名號中繼友が天神名號以上今日書之遣之。

猶ほ我輩は同一の時代思想より出でたるものと思はるゝ他の類例をこゝに提拱す

べし。是は即ち既に鎌倉時代の初めより室町時代の終迄關東并に四國の一部に盛行はれたる墓標の一種にして即ち板碑と稱せらるゝものに、板碑が此等の地方に多きは之を作るに
適する材を得易きによるならんか來迎の彌陀如來若くは彌陀三尊の佛像若くは梵字を刻するもの多く、或は其代に所謂題目即ち南無妙法蓮華經、若くは名號即ち南無阿彌陀佛を以てせるものもあり而して題目を中心とし二佛を脇士として三尊式を構成したるものには武藏國荏原郡馬込村に近來發見せられたるものありて、南北朝時代の應安九年八月日の銘ありて左の如く彫刻せり

南無多寶如來

南無妙法蓮華經

南無釋迦牟尼佛

又其變體にして、鐵を以て鑄成したる塔婆は下野國宇都宮在にあり、鎌倉時代の後期正和元年八月日の銘を有し普通彌陀三尊像を鑄出せり。是等は固より當時盛に行はれたる彌陀や法華の信仰の然らしむるものなるべきも、他のトライヤッドと時代精神に於て豈に風馬牛のものならんや。

而して我輩は後條に陳ぶる如く、此三社託宣の組織が卜部(吉田)兼俱若くは其先代に

出でしものとすれば、彼派の神道に佛教分子多きが如く、又支那思想の儒教は勿論道教の分子も少からざるを見る可く、而て此三なる數は支那思想の天地人三才等に全然没交渉なりとは謂ひ能はざる可し。其唯一神道名法要集に三部本書、三部神經、三才之靈應、三妙之加持、三種之靈寶等を説き、又其派の語に三元三行等の語あり、以て其影響を見るべし。其他三科や、三壇行事や、三業や、三密や、又三の倍數たる六神道や、八神道等神佛混淆し、若くは全然佛教より來りたるものも少からず。以て吉田家と三の數字と密接の關係あるを見るべし。又我輩は此上更に進んで我朝特有の皇室攝關幕府の三神并に春日明神と吉田家の關係を論じて、此三社託宣は室町時代彼等一家の手に出でたるべきに論及せんとす。

却説我輩は何故に新三社は賀茂の代りに春日の加はり且つ八百萬神中獨り此三社託宣と稱するものゝみ一組のトライヤッドをなして有名となり、廣く信仰せられたるかを觀察せんとす

三社託宣抄

諸神中に三神託宣之事

今此託宣諸神の中の天照大神八幡大菩薩春日大明神の三神取分けて仔細ある哉否

や若仔細なくんば如何、但取分けて託宣あらば天照大神高産靈神皇孫などこそあるべし。其上天照大神は地神第一の尊にて宗廟の神たり、春日は亦社稷の神にして、皇孫の臣下の神なり、又八幡は天神地神にても非ず、人王に下りて第十五世の神なり、旁以て不審なきにあらず。是を答て云はんも神慮測り難し、しかいへども愚意推して云はば、天照大神は地神の初め尤も由緒あり、春日は社稷の神たりといへども、皇孫輔佐の神にて天下を静謐し萬民を安寧ならしむる神なれば其由緒なきにも非ず。又八幡は誠に人皇に下り十五代の應神天皇なり、剩へ皇太神宮の左りに託宣を安んず左を上とし右を下とする事常の振舞なり、是亦由緒なきにあらず。八幡は天照大神の分身たる瀬織津姫の再誕なり、こゝに人皇の世統に至り異國より日本を攻むるに隨て、人皇十二三世の比は日本既に異國の手に入らんとす、爰を以て瀬織津姫かりに現はれて神功皇后の腹に宿り、應神天皇と生れ給ひて、日本一統し玉ふ王なれば、日神春日の託宣に并へ奉らん事何の仔細あらん哉。

と夙に三社託宣抄にある如く、當時未だ其説無かりしものと見え、或はありしならんも廣く知られざりしならん、該抄著者は此の如く自己の私案を附したれども、有力の根據なく、從て議論不徹底にして到底上陳列舉攻撃の諸銳鋒を支ふるに足らざるなり。而して我輩は此三社託宣の三

社は中古以來朝廷の尊崇ありし三社とは其二社を同ふするもその一社を異にし其託宣の成立せし室町時代に於て其當時日本に於ける有力なる三大階級即ち皇室は勿論攝關の家及び幕府、換言すれば皇公武の尊崇せる祖神を祭り天照大神を主として他二社の協侍し給へるを見る、即ち此三神によりて當時の我大日本帝國の主勢力が盡く代表せらるゝものなり、今かゝる當時の時代思想を考覈すれば、新三社成立の由來能く容易に解明し得べしと信ず。足利氏と同じく源義家の後なりと稱する徳川氏の時代に於ても此思想の永續されたるは増穂大和の

神路手引草

日本の人は王様を天照神様、攝家を春日神、將軍家を八幡宮と畏たてまつりて、律令格式、萬事御成敗の政事を下として背く事なくおのれが家業の一に止り、神とは上なりとあきらむるこそ、神道事相の專一なれ。

にも見ゆる如き有様にて、三社託宣も此時勢に適合し徳川時代に及び益々盛に行はれたることは、既に前條總説の部に見えたり。而して伊勢神宮が皇室の神祖たるは言を待たず、また八幡大神に於ても我皇祖たるは勿論にして又源頼朝や足利尊氏や徳川家康等共同の祖たる源義家の出自が陽成天皇なるか若くは其御子清和天皇なるかを

問はず、ひとしく其先代にましませども、特に義家の父頼信が此神に深く歸依し奉り、或は告文を捧げ、或は嫡長子義家を奉り烏帽子名の上に神名を付して八幡太郎と稱し其氏人とせしより、其後裔之に歸敬し。又神功皇后征韓の際胎中にましまして其の母后戎装の鞆に感じ、腕上之に似たる肉生し譽口(口語)天皇の名を負ひ給へる程、初めより八幡大神(應神天皇)は武事に關係深く後世軍神として尊崇せられ給ふ神なれば益々武門の氏神守神としてはふさはしく、源家の氏神として尊信篤きは固より其所なり。故に保元物語平治物語、吾妻鏡、源平盛衰記等に源家の氏神としての記事累見す、而して頼朝將軍となり幕府を創めしより、此神が同家は勿論更に世間一般の尊信を得ると益々盛となりしなるべく、同血統は三代實朝に至りて絶え、其後の將軍は藤原氏若くは親王家より出しも、北條氏は執權として依然繼續して實權を握り、規模を頼朝の時に則りしを以て、従て八幡の崇敬は衰へざりしならん。されども此神を以て幕府を代表せしむる思想は、鎌倉時代には未だ起らず、其後同く源家たる足利幕府の時に至り始めて生せしならんとする臆説は他の種々の事情をも參酌して確實に近き一假定説たるを覺ゆるなり。又春日神社は鹿島香取及枚岡の天兒屋根命及比賣神の四神を勸請せる合祀社にして、藤原氏の祖神天兒屋根命及其の姫神は其始に於て同社内の鹿島香取の二神に

比して勳位共に低かりしと、并に春日の社格としても僅に上七社の末に列せしに過ぎざりしとは前既に陳べたり。然るに藤原氏の勢威累代益々盛にして王室を凌ぐに至り、彼等は枚岡の本社を氏神とせずして春日社を氏神とせしことなれば、此神の勢威愈々盛んとなり、同氏は王室の齋院齋宮に擬して氏の女を以て同社の齋女となすに至り。特に佛教隆盛の極、奈良の地に在りて同氏の氏寺たる興福寺の衆徒數千意に滿たざることあれば、此社の神木を動かし闕下に嗽訴すること、王城鬼門鎮護と稱する比叡山延曆寺の僧徒が動もすれば日吉の神輿を奉じて京師に入りしと兩々相對照すべく、斯くして朝野に其神威を強く示す機會數々ありし等の事情も多少加はりて、益々春日は世に重んぜらるゝに至れり。彼の永久元年四月十五日朝廷南都興福寺北嶺延曆寺僧徒の鬭争を豫防せんため七社に奉幣ありし時の如きは、此七社は先規の上中下各七社の一にあらずして、其中當時最も神威掲焉たりと信せられたるものを選拔せられたり見え、此の時春日の位次は先規の上七社の末より伊、石、賀三社の下に躍進し第四位に列せること但是七社は臨時のものにして舊七社の制度は致て廢せられたるにあらず「中右記」永久二年記等に見るを参照すべし。然るに賀茂大神は桓武天皇が其附近に御遷都あらせられしより以來王城の鎮守として非常に朝廷の崇敬を受け、其祭は盛大を極め、所領も少からずして彼の諸國に賀茂の稱ある

地は多く昔時其社領たりし如き勢ありしも、其社本來の氏人は有力ならずして、到底春日の氏人藤原氏と比すべくもあらず、又其後源義家の弟義綱は此社の氏人となりしも不幸にして佐渡に流され、後終に自殺し、其子孫も亦陵夷し、八幡を氏神とする兄の系統の鎌倉、室町、江戸、三時代の將軍として青雲の志を得るものとは雲泥の差あれば、其尊崇あらせられたる皇室の式微と共に之に代るべき有力の後援者なく、従て社格は官帳や朝廷の儀式上、鎌倉時代の末期猶ほ昔の三社の一たるを失はざりしと前陳の如くなりしも、其社會的實勢力に至ては漸々と其時代の初め業に已に春日社に及ばざるの趣あり、春日は世俗一般賀茂以上に尊重する所となりしものと見え、建久四年八月二日源範頼が其兄頼朝に提出せし起請文中に列擧せられし諸神の中にも、春日は賀茂を凌駕して伊勢に次ぐに至れり。是れ伊勢に亞ぐべき八幡は其氏神なれば下に別に特筆せしを以て春日が伊勢の次に位せしによる蓋し其事理を尋ぬれば、當時の時代思想上には既に伊勢八幡春日賀茂等と順次に列擧するするてふ觀念ありしものありしや明かなり。然れども未だ伊勢八幡春日に三社てふ特定の名稱を附して舊來の三社を願みざるが如く甚しきに至らざりしなるべし。

吾妻鏡

敬立申起請文

○中略、賴朝并其子孫に對して異志挿まざるべきな子已孫に誡め置かんとを陳ぶ令違犯此文者、上梵天帝釋、下界伊勢春日賀茂、別氏神正八幡大菩薩等之神罰於可蒙源範賴身也。○中略

建久四年八月 參河守源範賴

而して此思想は、世を降るに從ひ益々熟し來りて、終に義家の裔足利氏の世に至りて、新に伊勢八幡春日は此に三社の名稱を得るに至りしもの、亦自然の趨勢なりと謂はざる可からざるなり。

而して是と同時に、春日社は元來四神を合祀せる所なりしも、祭神の四座なることは追々世に忘却せられ、同社は藤原氏神なるを以て其祖神を祭りしならと想像せられ、第三殿の天兒屋根命の御名却て第一第二殿の鹿島香取の先進の兩神を蔽ひ多少の學識ある者にあらざるよりは、春日社は即ち天兒屋根命一神の祭殿なりと一般に考へらるるに至れり。

廿二社本縁

春日事

此神乃社波天兒屋根命 仁坐寸藤原氏大中臣氏等乃祖神也本社和河内國平岡也 TO

略春日祭宣命を引きて武齋齋神齋主神姫大神等に説き及ぼせり

是は専門家の著書なれば、猶ほ天兒屋根命の本社平岡を指摘し、且つ他三神の事に及
べども、既に春日社を以つて主として天兒屋根命を祭れるものとなすに至れり。又吉田
家にも固より此等の事を知らざるにあらざるべきも、其流の神書には天兒屋根命の
事を記すときは本社平岡の枚岡平岡を指さずして直に春日大明神と同一視するを常とす
るに至れり。蓋し此方世間の通用宜敷ためなりしならん、若し然らずして四神を列舉
するも必ず天兒屋根命を先にするを常とす。

神代卷家傳聞書

唯一神道相承血脉、

天兒屋命

攝家之元祖春
日大明神是也

吉田家記文

天兒屋根命

春日大明神、中臣卜
部藤原姓の祖神也

一吉田奈良春日同體

天兒屋根命、齋主命
武甕槌命、姫大神

神道に通ぜる人既に然り、當時世人の春日祭神を以て藤氏祖天兒屋根命とする固よ
り其所なり。斯の如き氣運の下に室町時代に至り皇室攝關將軍の氏神祖神として此
三要素を代表する天照皇大神宮八幡大菩薩春日大明神を一組とせる三社并に之に附

隨し其託宣と稱せらるゝものゝ、生ずるも、故なきにあらず。

又春日社の位置を高めて賀茂を擱き伊勢石清水と次第し以て三社を組成すること
も、此編成者と疑はるゝ吉田家にとりて大に利益あることなり。何となれば彼の家は
春日大原野と共大原野と共に春日の分祠なりに藤原氏の三社と稱せらるゝ京郊吉田神社の祠官なれば
なり。之に加ふるに其家を以て古來神道唯一相承の正統門閥となさんために其家に
於て、特に兼俱の時に於て種々の説を設け、其先祖中に卜部伊比丸てふ者ありて或は中
臣鎌子藤原鎌足より其祖天兒屋根命以來相傳の神道を傳授せりと稱し、或は彼は鎌子
の養子となれりと云ひ、甚しきは彼卜部家歴代の兼字を名乗るは鎌子の鎌字の片傍を
去りたるなりと稱するに至る程なれば、吉田社は比較的世に知られざれば、先づ本社春
日社の位置を高め、其祭神にして彼家の神道傳授の祖と稱せらるゝ天兒屋根命を、春日
大明神として天照大神八幡大菩薩と共に此所謂三社託宣を垂れ給ふとして、世に流布
するは卜部家に取り甚だ利益ある所なり。

要するに、我輩は大體に於て伊勢貞丈翁等の説く如く此三社託宣は吉田兼俱の作に
出で、大に佛教の影響あることを認容すと雖ども、決して翁の如く先入主の僻見に支配
せらるゝこと無きを自ら努めんとするものなり。即ち翁の説の如く此三社の配列編

制の工合は往昔の三社と異なるも、當時の世間既に伊勢八幡、春日てふ三社の觀念ありしを兼俱の利用せしものなるべく、且つ此三社組織には印度佛教思想のみならず、支那思想特に儒教及道教の思想も亦與りて力なきにあらざるべきとも前に既に之を陳べたり。而して我輩は更に進んで第三章に於て八幡春日の託宣も全然兼俱の新案にあらずして、そは各々其原料たる語あること猶ほ天照皇大神の託宣と略ぼ同一轍に出づるものたることを論せんとす。是れ實に兼俱の巧妙なる伎倆、能く時機を利用し、時代精神の潮流に順乘し、舊資料を鎔鑄陶冶して以て此に出でしものなるを見るべきなり。

第三章 諸家の見解と其批評的歸結

古人は此三社託宣に就きて如何なる見解を持せしか

砂石集

聖德太子の御詞には謀計雖爲眼前之利潤、終當佛神之罰。正直雖非一旦之依怙、必蒙日月之哀。まことなるかな心あらん人深く此心を存すべきなり。

八幡愚童訓

縦正手を運、財寶の施を備ふも、驕慢多聞の爲ならんには更に御受納あるべからず。

御託宣に吾銅火村を飯とし食ふも意けがらはしき人の物をば不受銅火村を座とすとも心穢たる人の所に不到。

神護景雲三年七月十一日御託宣意汚はしくおのが分を不知愚癡巧謀して夏蟲火に入如く貪欲迷惑して好惡衆生をば諸天厭神祇拂給也銅の火むらを飯と食すとも意穢しき人物をば受けず正直が人の頭を棲とす諂曲人をば不稟。

諸神本懷集

天平勝寶元年八幡の御託宣にいはくたとひ銅柱鐵牀にはふすとも邪幣をばうくべからず汚穢不淨の身をばきらはすたゞ諂曲不實のこゝろをいむたとひ千日のしめをかくとも邪見のかどにはのぞむべからずたとひ二親の重服なりとも慈悲のいへにははなるべからずとのたまひる。餘社の神明またこれになぞらへてしりぬべし。さればたとひ清淨の身なりともそのこゝろ邪見ならば神はうけたまうべからずたとひ不淨の人なりともこゝろに慈悲あらば神はこれをまもりたまうへしと見えたり。

神道深秘

諸神御託宣事

伊勢云、雖爲謀計眼前利潤、必當神明之罰、雖非正直一旦依怙終蒙日月之憐云々。八幡云、雖爲食鐵丸不受心穢人之物、雖爲座銅焰不至心汚人之家云々。大社(出)云、雖爲飲鐵湯不受不善之人財、雖爲座銅焰不到謗法之所云々。春日云、雖曳千日注連不到邪見之家、雖爲重服深厚、必可趣慈悲之室。又云、愛見慈悲勝達多五逆、方便殺生菩薩超六度云々。○他神分略す

倭論語

天照皇大神宮寶勅伊勢國

吾が諸の青人草、僞りはかりて、譬へば善と思ふ事も、必ず天の命の怒をうけて、根の國に赴かむ。正しき心を持ちて、まさに悪くとも、必ず天の神の恵あらむ。

譽田正八幡神託山城國

常に供し奉るものなく、金石を食するとも、常に心の濁り汚れし人の捧ぐる物は受けず。常に坐すべき所はなく、燃え上れる火の中には居るとも、常に心の邪に汚れし者の所には至らじ。

春日大明神神託大和國

譬へば、諸の人常に清き室を構へ、國土の珍物を供し、七重の標を張り、數百日心を苦

しめて我を祈るとも、其心邪に慳貪ならむ家には至るまじ。譬へば重服の深き家にも、慈悲常にあらむ其家には招かずといふとも、必ず影向あるべし。我れ常に慈悲を神體とする故なり。

親長卿記

長享三年西曆一四八九六月廿八日今日吉田二位兼俱來閑談略三社託宣事同夜ニ彼是

ニ有託宣云々

天照大神ハ

八幡大菩薩ハ

春日大明神ハ伊比丸ニ託宣云々。兩子忘。八幡ハ以前ハ爲權現後於宇佐託宣大菩薩。

實隆公記

長享三年八月廿九日乙卯、抑去廿三日勅語。○中略後土御門天皇の吉田兼俱に神道御祈并に父皇故後花園院の宸筆三社託宣文供養を命じ給ふことに係る、其文前に引

り此大申云、此文者神宮託宣文者、嵯峨天皇八幡託宣文者、弘法大師春日託宣文者、兼俊卿曩祖(名字可尋、御失念云々)同時夢想感之文也云々。有與之間記之。以上勅語條々也。

新葦面命

三社託宣は垂加○山崎關卷の仰られしは託宣にはあらず、贊なり、中は、嵯峨天皇の贊、八

幡は弘法大師春日は吉田兼延の贊なり。

梅窓筆記

重遠○谷甲乙錄第八に垂加曰世所謂三社託宣非託宣也贊也。天照大神嵯峨天皇宸作、八託弘法大師春日卜部兼延之作と云へり是非をしらず託宣にはあるまじけれども贊なりと云ふも甚しきことなり。

俗神道大意

此○垂加○説は垂加の據あつて云つたことか何さまにも贊といふ姿のものでござる。

一話一言

三社託宣といふは嵯峨天皇の御作にて三社の御讚なるよし或書に見えたり。

三社託宣略抄

一託宣起之事

今此三社の託宣の起りは正應年中大和國奈良の京東大寺の東南院聖珍親王の御時庭前の池水に天照大神八幡大菩薩春日大明神三社託宣の文字あきらかに顯れたり也。○中略此池に住みし大蛇聖賢法師に退けられし事等を載す誠にさまざま仔細ある池なり。○中略不思議なる御託宣なるが故に天下悉く此文字を寫し用ふる者なり。一説には日本は神國にして

唐土天竺にも勝れて神變不思議の國なり。上代は上下ともに人も正直正路を面として少もゆがみたる事なし。然れども末の世にくだり人の心もよこしまに曲み行くによつて神慮の御惠もうすくなれる者なり。是によつて三社の御神は末の世の人の心を正しく直くせん爲に吉田の神主にのりうつり給ひて心を知りやすく言葉をやはらげて三社の神各託宣し玉ふと也。今三〇慶安都の吉田の森の峯に託宣の宮とて有りとなり。右兩説の中に始の説を以てよしとすべきか其仔細つぎに明かなり。

二末世の御託宣人に不託事

人に乗りうつり玉ふ御託宣止まる事は人王十一代垂仁天皇の御息女大和姫の皇女御託宣より以來永く止まりたり。○中略寶基本紀を引き此後人に告ぐるに或は夢を以てし或は形なくして聲をあらはし尤顯言をあらはさんとす然らば前の兩説の中には池水にうかぶ文字の説尤もしかるべし。

又三社託宣一毛鈔及三社託宣記は之を以て却て後世徳川時代の偽作舊事大成經中に見ゆる三神託宣文の省略と輕信し該書中所謂三社託宣の文字に當るものに圍線を附せり。

三社託宣一毛鈔

○古抄云此託文南都東南院の池に現じ文字金色にして光を放つ是故に託宣の池とも稱す。○註。土人は是を寫し留めて世に流布すと。此託文本紀○所謂舊事本紀にもあらなりたる舊事大成經なりの中に在つて數百年來世に顯れず。蓋春日大明神の神慮を以て其要文を池水に示現し給ふ歟。

○此託宣の古抄其五本を見る何も託宣の起因并に載る所の本紀を出さず。今管見の一端を誌し侍童等が宛に應ず。

.....

武烈天皇六年九月皇太神託采女曰、

夫吾正直淳雅之政、雖非今日合恣依怙、遂獲日月廻熟之憐。其謀計妄欲之政、

雖爲面目見獲、利潤必中神明、漸令之罰。

今世流布の三社の託文は、此本紀中の肝要の句を取り、江水に浮て人に授給ふ春日大明神の御神慮最有がたし、御神託は年代各別なれども池水に現する時は三神并示給ふ。

(中略)

私云本紀の中に今日と有を流布の託文には一旦と書本紀に面目と有を眼

前と書、何も文字は異り義は同なり、彼も神託是も神慮なれば、人情をもつて怪しむことなかれ。

崇峻天皇五年夏五月天皇出本殿菟狹大神託采女曰。

○中略 大神大怒曰、汝○同 小人輕答、祭神有法、造祠奉供、不惜而多設之、集人饒喜、則神

受其清心、恪室而乏祭之、人之不喜處、神其忌恪穢耳。

又夫坐銅焮臺、不至身惡、懼處。

崇峻天皇四年四月常陸國言鹿島祠松立木無風而折、亦群鹿大鳴騷。○中 此日鹿島大

神託采女曰

假令千日齋曳注連、祈請、不到邪見之人家、而受其無道祭供。更將重服汚深厚者、

可到慈悲之人室、而用其不調疎祠。況天皇意太以邪見、更無慈悲、深惜供物、思捨

不祭、由夫吾不護。

今の御託宣は第一殿○春日 鹿島大神の御託なり。

古抄云○中 春の日は其中○寒冬 を得て萬物生長する時なれば、是れこの神靈慈

悲の和光に擬し、春日大明神と稱するならん。○中 但三社の中に此神號のみ和訓

に唱ふるは舊より地名にても有しとや、○鹿島大神の御託は人王第卅三代崇峻

帝の御宇、本紀に載るは人王卅四代推古の御宇、鹿島大神三笠山に御鎮座は人四十八王代稱徳帝の御宇、託文東南院の池水に現るゝは人王九十一代伏見帝の御宇也。神號若し神託の時に依は鹿島大明神と題すべし、今春日大明神と記するは託文の池水に現する時に約する也。

南都名所集

此所南院に託宣の池あり。伏見の院の御宇に、此東南院に聖珍法親王と申奉りて伏見院の皇子住せまたひし時、池の上に三社の託宣の文字あらはれたりしを聖珍法親王書きとめさせ給ひて、世に弘め給ひける也。

大和名所圖會

託宣池 當院(東南院)にあり。神護景雲二年此池水に三社の託宣うかみしより書とめて世に傳れりと

古今神學類編

三社託宣

世に所謂三社託宣と云者は、神樂岡記、又は愚堂訓などに見えたり。今世に行ふ三社託宣抄と云物を聞せしに、九十一代伏見院正應年中に、大和國奈良東南院の池水に文字文明に浮ぶとも、亦吉田神主に憑りて三社共に託し給ふとも云へり。(詳細は後に引)

りきあ) 而して今時此三社託と稱する者牀上に掛るを見るに、其託多種にして不一決

も有之、天照大神の託など彼神宮雜事記に、所謂行基師の聞し神託

○實相眞如之日輪照却生死之長夜、本有常住

之月輪、燦破煩惱之迷雲が

を書したるもあり。砂石集には此天照大神の託と稱する者を載せて、聖

德太子の語也と侍り、其出據は聖德太子御記文と稱する書に有之、又小異文あり、其

の文曰謀計爲眼前之利潤、終當神明之罰、正直者非當時之依怙、終關日月之惠と云々。

又或記には、三社託は卜部兼豐之擬作也とも云へり。不知是非。又正直の頭を照

すと云へる語は倭姫世紀に出たり、

中略此引用文は後に出す。

或人云三社託出據は天照大神の託は

嵯峨天皇以來流布せり。八幡の託は宇佐宮舊記に出たり。春日託は卜部平麻呂

以來の傳説なりと。又或説には、三社の神像を畫きて彼三託を書する事ありと。略中

余倩此三神託配合を按ずるに、伊勢八幡は宗廟と云ひ、春日は神代より臣家の大祖に

坐て、其神徳と申し、後世君臣の二祖神なれば、殊に古くより如斯此神託を牀上に掛

て其神恩萬民に蒙る事を敬尊し奉る事歟。然ども三神託を掲見す事は、何人の所

爲と云事未見之。託宣の始末、後世襲て衆説を説くと云へども、大和論語に出たるを

取て言を添たる者と見えたり。

略中

而て千日注連を引ども、其託は諏訪の神託中略

論語同神託中に、たとへば千日の爲めに、標を引き内外清淨して、神明を祈るとも、邪なる所には至らし、獨肉を食して祈らむ者を守護せむとあり。其外の中にも往々見ゆれば、古語神

託の常語也と見たり。此書の趣を取捨する事尤明矣。何んとなれば此神託眞名に不可書の由緒あれば也。彼書序云後鳥羽院御宇、穀倉院清原良業、蒙勅語用倭字、至神託及聖帝金言、公武忠言、貴女至言、并釋子芳言、悉以記錄之。云々○中略唯是故實を味て以て神託の則とすべき者歟。

廣益俗說辨

三社託宣の説

俗間に三社託宣として流布するものあり。そのかみ、三社の神倭姫皇女に告給ふといふ。あるひは正應年中に、此文字大和國東南院の池にうかふといふ。○中略、託宣文を擧ぐ

今按るに、此託宣俗間に傳るばかりにて、正史實錄神書に見へず、其語いやしく其理つたなし。無住法師が砂石集に、聖德太子の御とばに、謀計雖爲眼前之利、潤終當佛神之罰、正直雖非一旦之依怙、必蒙日月之哀と記すを見て、三社託宣は、厩戸皇子擬神託妄作せられしとを知ぬ。信するにたらざるなり。

○上 此託宣、文勢いやしきのみにあらず、義理またつたなし。○中略 右の託宣に、食鐵丸坐銅焔などの語を見れば、厩戸の作といへるも、うたかはし。恐らくは文盲なる僧

巫の作なるべし。若神託を用とならば、倭姫世記、鎮座本紀傳記、次第記、本縁、寶基本記、類聚本源等に神託を多くのせたり、神職の人に請て書しむべし、何の闕たる事あつて、三社託宣のみにかぎらんや、識趣の凡陋笑ふべし。

鹽尻

三社託宣。天照大神の託といふは、厩戸皇子のをとれり、聖德太子記文に見ゆ、或曰く、卜部兼豊作と○下略松下見林の説を引く前出孝經樓漫筆に見えたるものと同じ

一砂石集聖德太子の説として、謀計雖爲眼前之利潤終當佛神之罰正直雖誅一旦依必怙蒙日月之哀。云々、是上代の文法に非ず。されば厩戸の説にはあらず。但し是を天照大神の託宣とは其時代迺はいはざりし事明らかし。三社託宣とは、卜部兼俱の作りし事也。

三社託宣考

三社託宣の事正史實錄に載せず、古代會て聞へざる者なり、後の僞作なり、其作者は詳ならず。推て考るに、吉田家の先祖、卜部兼俱が僞作ならん歟。夫は如何と言に、卜部家は古より龜卜を用うる家にて、神道の家には非ず。其先祖は詳ならざるを兼

俱に至て新に系圖を偽作し、天兒屋命を以て大祖とし、中臣氏と同家にて、天兒屋根命より代々神道を家に傳へ來れりと稱し、其證に備ん爲に偽書を多く作り、種々の奸計を巧みて、遂に押て神道の家に成れり。其事は度會延經が辨ト抄及吉見幸和が增益辨ト抄俗解に詳に見へたり。然は三社託宣も亦兼俱が偽作ならんと言は妄言ならざらん歟。

此託宣實に有し事ならば、神託は貴く重き事なれば、何天皇の御宇、何年何月何日、何國何郡何郷にて、何某に神がゝりまして、何某に對して此託宣ありしを、何國司何某解狀を以て太政官に注進せしを、何月何日何某卿奏聞せし由、國史官牒に明に載て後代に傳らるべき事なるに、其事を記したる書なければ、偽作なる事疑ふべからず。

○中略、弘仁三年九月廿六日、厩檢察神託宣事の官符を引き、又三社も佛の三尊を模する事兼俱が神道の風に合する事を論ず、并に前に出せり

託宣の文を評する事左の如し。

(中略 八幡大菩薩託宣)

評曰、食鐵丸坐銅焔の語、佛家にて地獄の苦患を説く語に似たり、佛者の口氣あり、不受人之物の語賤し、神慮何ぞ酒食財物を受る不受を以て意とし給はんや。不到人之處の語解せず、神祇何ぞ人の處に到り給はんや、此文の一體、神祇を以て乞食法師

が毎日人の處に至り、施物を受る類と同じ様に思て作れる也。

(中略天照大神
宮託る)

評に曰、此語は大神の託宣に非ず、聖徳太子の語也。○中略砂石集を引、數々前に出せり此太子の語の、正直云々の句を先にし、謀計云々の句を後にし、佛神を神明と改め、當を蒙と改め、哀を憐と改め、大神の託宣と偽りたる也。是託宣僞作の根本也、自餘も推て知るべし。八幡春日の神託に至らば、更に己の自作也。又云、無住法師が在世、鎌倉將軍の時代までは三社託宣と言物なかりしを知るべし。

(中略春日大明
神託宣)

評に曰、千日の注連と言名目は、古書に曾て見へず、到と言ひ趣と言は、何の事ぞや。佛家にて彌陀の來迎といふ如く、神祇も人の家室に趣く者とする歟、日本國中諸方百萬億兆の人家に到り趣き給は、神なりといへ共さぞ間敷疲勞し給はん。邪見慈悲と言詞は佛家名目也、實の神託ならば佛家の語は有べからず。兩部習合の神社の緣起、又は物語の冊子の類の俗書に載たる神託に佛語あるは、皆後の人佛を信する者等の造言なれば取に足らず。又雖爲重服深厚云々の語も、朝廷神祇道の法に背けり、神事に死穢を忌む事祭祀の大法也、日本紀に伊弉諾尊が伊弉册尊の死穢

に觸れしに因て、祓除し給ひしを以て考へ見るべし。朝廷神事の時に群臣の中慈
悲心ある者は重服たりといへ共穢を忌ずして神事に關らしめよと言事は、神祇令
にも神祇式にも見えざる事なり。

此託宣若實ならば、三神言合給ひて同日同所にて一度に託宣有しには有べからず、
年月日時も國郷も異にして託宣の語も長きあり短きも有べく不同にて其詞も祝
詞祓詞などの如く古雅なるべきに、左はなくして皆一様に對句を設け、且佛家の詞
に似て賤し句の作り様一致にして相似たり。是作者一人の手より出たるが故也。
此託宣を僞作する人は正直ならず、邪見の人にて利潤を受んが爲の謀計、心汚の所
爲也、必ず日月の隣を蒙らずして終には神明の罰を受しならん、笑ふべし、卜兼が性
質に能く合へり。

(未完)

國のため力のかぎりつくさなん

身のゆく末は神のまに〜（故乃木大將）